

# 平成25年度 永平寺町一般廃棄物処理実施計画

## I 総則

### 1 趣旨

この一般廃棄物処理計画は、平成25年3月に策定した永平寺町一般廃棄物処理基本計画の推進および実施のために必要な平成25年度のごみの減量・資源化および適正な処理を図るために必要な事項を定めるものとする。

### 2 計画対象地域

永平寺町全域

### 3 計画の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

## II 一般廃棄物の状況

### 1 一般廃棄物の収集運搬

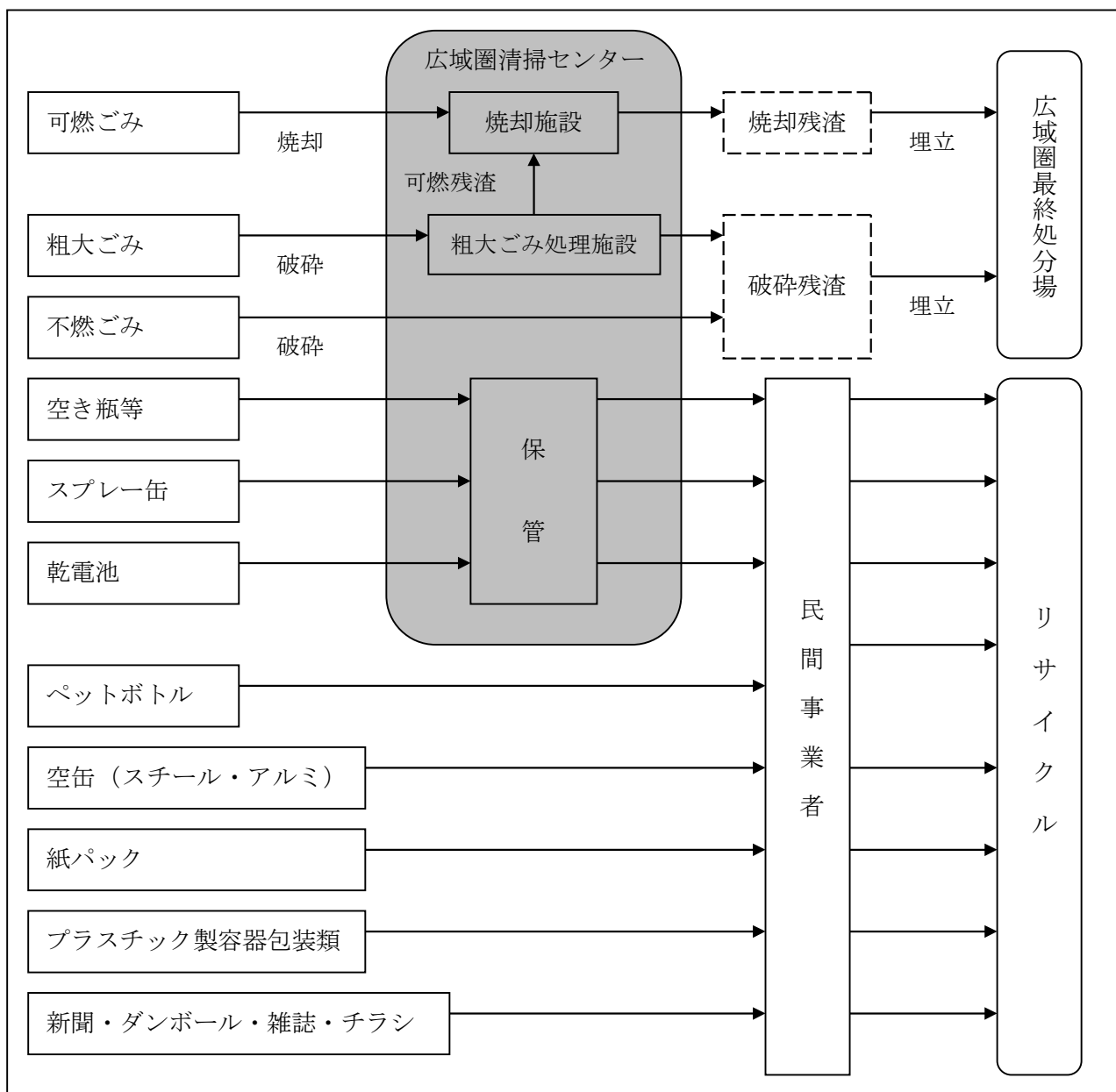
次の分別区分により減量化、資源化を図るものとし、収集運搬については委託業者が行う。

種類		排出方式	収集回数	収集場所	平成 25 年度 (計画量)	
大区分	小 区 分					
可燃	もやせるごみ	指定袋	2 回/週	ステーション	4, 400 t	
不燃	もやせないごみ	コンテナ	2 回/月	拠点	180 t	
資源ごみ	空き缶	ネット	2 回/月	拠点	38 t	
	びん類	白びん	コンテナ	2 回/月	拠点	140 t
		茶びん				
		青緑びん				
		黒びん				
	紙類	新聞	紙ひも	数回/年	集団回収	600 t
		ダンボール				
		雑誌・チラシ				
		紙パック	ネット	2 回/月	拠点	5 t
	ペットボトル	ネット	2 回/月	拠点	40 t	
プラスチック製 容器包装類	指定袋	1 回/週	ステーション	95 t		
蛍光管等	コンテナ	2 回/月	拠点	4 t		
有害ごみ	乾電池類	コンテナ	2 回/月	拠点	5 t	
	スプレー缶					
	使い捨てライター					
その他	粗大ごみ	持ち込み	2 回/年	地区指定	240 t	

## 2 ごみ処理の体系

広域圏清掃センターに搬入した可燃ごみ等は、焼却または破碎処理を行った後、残渣を最終処分場で埋め立て処分する。

空き瓶等リサイクル可能なごみは、県内の民間事業者へ委託してリサイクル処理を行う。ペットボトル等の資源ごみは、民間事業者が拠点回収しリサイクルを行う。



### 3 処理施設の概要

#### 福井坂井地区広域町町村圏事務組合清掃センター

- ・所在地 あわら市笹岡 33-3-1
- ・敷地面積 20,200 m<sup>2</sup>
- ・施設規模 焼却炉 74 t/24 h × 3 基 = 222 t  
粗大ごみ処理施設 90 t × 5 h × 1 基 = 90 t
- ・構造 鉄筋コンクリート造および鉄骨造  
一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 4 階地下 1 階建て
- ・焼却炉形式 全連続燃焼式焼却炉
- ・破碎機形式 回転式破碎機
- ・公害防止装置 乾式有害ガス除去装置 ろ過式集塵機
- ・燃焼ガス冷却 自然循環ボイラー（ハーフボイラー） + 水噴射ガス冷却

#### 福井坂井地区広域町町村圏事務組合最終処分場

- ・所在地 あわら市御簾尾、矢地、笹岡地係
- ・敷地面積 41,300 m<sup>2</sup>
- ・埋立容積 231,000 m<sup>3</sup>
- ・埋立期間 15 年間
- ・埋立廃棄物 焼却残渣、破碎残渣
- ・遮水壁規模 壁長 201.6m
- ・浸出水調整池 容量 9,700 m<sup>3</sup>
- ・洪水調整池 容量 19,100 m<sup>3</sup>
- ・浸出水処理施設  
設備規模 鉄筋コンクリート造  
処理能力 200 m<sup>3</sup>/日  
処理方式 C a 除去処理、生物処理（酸化・硝化・脱窒） + 凝縮沈殿 + 砂ろ過 + 活性炭 + 減菌

### Ⅲ 平成 25 年度の取り組み

環境基本計画での町民一人当たりのごみ排出量の目標値は、**690 g / 人・日**となっていることから、目標達成のため排出量の削減に向けた取り組みの推進が必要である。

#### 1 計画の周知

永平寺町一般廃棄物処理基本計画で検討した事項の普及を図るため、以下の取組を通じて周知を図る。

- 地元説明会等住民に対して直接説明の実施
- 町広報やホームページを通じた情報発信

#### 2 具体的な取り組み方策

##### ① 集団回収の促進

集団回収は、廃棄物の循環的利用の促進となり、その活動を通じて環境意識の向上が期待できる。紙製容器包装類やこれまで可燃ごみとして処分していた紙類についても資源としての回収に努める。

##### ② 生ごみの減量化・自家処理の推進

家庭でできる生ごみの減量化対策には、廃棄食品や食べ残しのを少なくすることが大切である。また、排出時の水切り等減量化への意識啓発に努める。

また、生ごみ処理機やコンポスト容器により生ごみを自家処理を推進し、家庭からの生ごみ排出削減を求める。

##### ③ 教育・啓発活動

広報誌や地元説明会などを通じて、ごみの減量化の必要性について情報発信し町民や事業者の意識啓発を推進する。

特に、環境美化推進員の研修を充実させ、ごみ減量化、リサイクルの推進に向けた地域のリーダーとしての意識づけと継続的な取り組みを推進する。

また、町民や小中学生を対象とした環境教育を推奨し、資源のリサイクルや循環型地球環境社会の形成について意識啓発を図る。